

2015年度後期 国際宇宙法実践演習
第1回授業

ガイダンス
+ 国際宇宙法の発展と宇宙活動

2015年9月29日
神戸大学 大学院 法学研究科
高屋友里

シチュエーションナルトレーニング プログラム

- ◆神戸大学法学部・法学研究科が展開している
法学・政治学教育の新しい試み
[HTTP://WWW.LAW.KOBE-U.AC.JP/STP/](http://www.law.kobe-u.ac.jp/stp/)
- ◆文部科学省の特別経費で運用される
2014年度から2016年度の3年間のプログラム
- ◆国際・国内双方における法的、政治的な様々な意思決定の場面や
プロセスを再現・仮構し、そこでのプレイヤーの立場に
自らをおく経験を積んでいくことを目指しています
- ◆模擬国連・模擬仲裁・模擬裁判・インターンシップなど

ガイダンス

1. 講師の自己紹介
2. 講義の最終目標
3. 授業の進め方
4. 模擬裁判のお知らせ
5. INTRODUCTION TO INTERNATIONAL LAW

3

ガイダンス【1】講師の自己紹介 高屋友里

学 歴		職 歴
早稲田大学法学部卒業(国際法ゼミ)	1997年	
実務経験	給料	1998年 清水建設・宇宙開発室(広報・調査)
オランダ・ライデン大学 国際航空宇宙法研究所(LL.M.取得)	2000年	実務経験
国連宇宙部・インターンシップ	2001年	
国連から推薦状←JAXA奨学金	給料	2002年 文科省元宇宙科学研究所(現JAXA) (非常勤)
国際宇宙大学・夏季講習(2か月)	2002年	実務経験
フランス・パリ第11大学 宇宙通信法研究所(Ph.D.取得)	給料	2003年 CSPジャパン(コンサルティング会社) 調査委託
米・ジョージ・ワシントン大学 韓国・国立防衛大学	2011年	神戸大学大学院法学研究科 学術研究員 実務経験

ガイダンス【2】 授業の最終目標 ①

「自分で学ぶ方法を学ぶ」
”To learn how to learn by yourself“

- ◆リサーチ力 新しき課題について確かなリソースにたどり着く
- ◆分析力 まずはバランスよく情報を読み取る→解釈
- ◆理論構成力 説明材料を吟味し、説明する順番を工夫する
- ◆プレゼンテーション力 「人に理解してもらおう」視点を持つ

ガイダンス【2】 授業の最終目標 ②

英語での交渉スキルを学ぶ
”To learn how to negotiate in English“

- ◆発音 国際会議・国際機関で使われる英語の発音をモデルに
- ◆スピード 非英語圏の人でもわかりやすいスピード
- ◆表現方法 明晰さ(clarity)を求める
- ◆プレゼンテーション力 「人に理解してもらおう」視点を持つ

ガイダンス【3】 授業の進め方

◆時間 《10:40～12:10》

10:40 ～ 11:20 基礎講義 40分

11:20 ～ 11:35 模擬裁判についてグループディスカッション

11:35 ～ 11:45 Team Aの発表(英語)

11:45 ～ 12:55 Team Bの発表(英語)

12:55 ～ 12:05 オープンディスカッション

7

ガイダンス【3】 その他

◆パソコン持ち込みOK

◆HP: spacelawnotebook.com

「授業」

質問と回答: みなさんからの質問・コメントにできる限りお答えします(出席票)

HPに掲載して欲しくない場合はチェック欄に

配布資料: PDFでパスワードがかかっている場合→「spacelaw」

◆再来週10月13日は休講(国際宇宙法学会に出席するため)

◆特別講義: 10月27日 国連宇宙部職員 Dr. Werner Barogh 「国連と宇宙」

◆その他: 宇宙関連イベントについて適宜お知らせします

◆メールアドレス: 高屋友里 takaya@rabbit.kobe-u.ac.jp

ガイダンス【4-1】 マンフレッド・ラクス宇宙法模擬裁判とは？

◆模擬裁判とは？

架空の国家間紛争を想定し、

国際司法裁判所(International Court of Justice)に双方の
国家が提訴したと仮定し、原告チームと被告チームとが
申述書(書面審査)および裁判官の前での口頭弁論で
互いに競う教育方法



◆マンフレッド・ラクス宇宙法模擬裁判とは？

宇宙活動において生じる国家間紛争について、国際法、特に宇宙法を適用して
議論を展開する裁判

9

ガイダンス【4-2】 マンフレッド・ラクス宇宙法模擬裁判の日程

- | | |
|---------|-------------------------------|
| ◆主催 | 国際宇宙法学会(IISL) ※IISL, Lachsで検索 |
| ◆問題発表 | 8月下旬 |
| ◆登録申し込み | 1月下旬(登録料約3万円) |
| ◆質問提出 | 2月上旬 |
| ◆書面提出 | 3月上旬(日本大会@東京) |
| ◆アジア予選 | 6月上旬 |
| ◆世界決勝 | 10月上旬 |

10

5. AN INTRODUCTION TO SPACE LAW

11

1. はじめに

①宇宙活動とは？

◆宇宙活動の分類

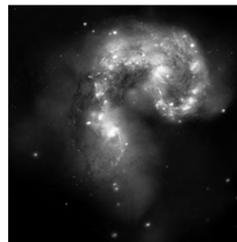
- 民生利用 Civil Uses （例：科学目的の宇宙探査）
- 商業利用 Commercial Uses （例：商業衛星打上げ活動）
- 軍事利用 Military Uses （例：軍による情報収集）

◆宇宙技術の性質

- 民生にも軍事にも使える
- 軍民両用の性質
- “Dual Use”



© JAXA



© NASA ESA

1. はじめに

②1967年宇宙条約第1条ですべての国家に認められる権利

◆宇宙空間を自由に利用する権利

(例)人工衛星 地球観測衛星
天文観測衛星
通信衛星
測位衛星



◆宇宙空間を自由に探査する権利

(例) 米国 アポロ計画
日本 小惑星探査はやぶさ
欧米 火星探査



◆宇宙空間へ自由にアクセスする権利

(例) ロケットによる打上げ活動
スペースシャトル
地球観測データ

©JAXA

2. 国際宇宙法とは

①背景： 航空法の誕生

1902年 国際法協会ブリュッセル会議

気球飛行 Balloon Flightに関する規律の必要性が確認

1903年 ライト兄弟が有人飛行に成功

1909年 Blériotによるイギリス海峡横断

1910年 パリ国際航空会議(18か国参加)

→航空圏とその下の国との法的関係については決裂

1919年 パリ条約(領空主権)を発端に航空法が発展

2. 国際宇宙法とは

②背景：V2ミサイルの誕生

- ◆第2次世界大戦中、V2ミサイル(ロケット)が開発・使用
 - 大陸間弾道ミサイル(Inter-Continental Ballistic Missiles: ICBMs)
 - ロンドン約1300発以上撃ち込まれる
- ◆戦後の技術移転 米国・旧ソ連へ技術移転(技術者+V2ミサイル)
 - 冷戦下の米ソによる「宇宙(軍拡)競争」が始まる
- ◆米ソの宇宙競争
 - 1957年-1958年 国際地球観測年(International Geographical Year)
 - 1957年 旧ソ連が初の人工衛星SPUTNIK-1の打上げに成功
 - 1958年 国連にアドホック宇宙空間平和利用委員会が設置
 - 1961年 旧ソ連が初の有人宇宙飛行Vostok1号に成功(Yuri Gagarin)
 - 宇宙空間も人間活動の場となり、秩序が必要となる

2. 国際宇宙法とは

③国連宇宙空間平和利用委員会(UNCOPUOS)の設置

- ◆1959年 UNCOPUOSが常設機関として設置
- ◆委員会活動の流れ
 - 2月 科学技術小委員会 3/4月 法律小委員会 6月 UNCOPUOS
 - 10/11月 国連総会第4委員会へ報告書を提出
 - 国連総会決議「宇宙空間平和利用における国際協力」
- ◆現在77か国と30国際機関が参加
- ◆コンセンサス方式を採用
- ◆検討事項 宇宙空間の平和利用に関する問題を検討
 - 国際協力/情報交換/法的問題を検討
 - ※軍事利用に関する問題は検討できない
 - 国連機関ではないジュネーブ軍縮会議で検討される

2. 国際宇宙法とは

④国際宇宙法の法源

- ◆ 宇宙諸条約：
 - 1967年 宇宙条約
 - 1968年 宇宙救助返還協定
 - 1972年 宇宙損害責任条約
 - 1975年 宇宙物体登録条約
 - 1979年 月協定
- ◆ ソフトロー：
 - 1982年 直接放送衛星原則
 - 1986年 リモートセンシング原則
 - 1992年 原子力電源使用制限原則
 - 1996年 スペースベネフィット原則
 - 2004年 「打ち上げ国」概念適用
 - 2007年 宇宙物体登録実行向上勧告
 - 2013年 探査・利用に関する国内法制定勧告

2. 国際宇宙法とは

⑤1967年宇宙条約

- 第1条 宇宙空間の探査利用の自由
- 第2条 領有の禁止
- 第3条 国連憲章を含む国際法の適用
- 第4条 平和利用原則(WMD地球軌道配備の禁止)
- 第5条 宇宙飛行士に対する援助
- 第6条 国家責任
- 第7条 国の賠償責任(地表と飛行中の航空機への損害)
- 第8条 管轄権と権利(宇宙物体の登録)う
- 第9条 宇宙活動の協力
- 第10条 観測の機会
- 第11条 情報の提供
- 第12条 査察 (※第13-17条 条約上の手続き)



2. 国際宇宙法とは

⑥宇宙空間の定義

- ◆用語： 宇宙空間 Outer Space vs. 空域・領空・大気圏 Air Space
- ◆国際法上の定義： UNCOPUOSで長年議論されるも
空域(Air Space)との境界線はいまだ画定せず
- ◆定義がない理由： ①国家主権→領空○ 宇宙×
②コンセンサス方式
- ◆法的地位： 宇宙条約第1条「全人類に認められる活動分野」
- ◆宇宙法適用に関する議論：
 - ロシア：空間説：打ち上げ物体が軌道を描き始める
地上100－110 km以上の空間に適用
 - 米国：機能説：宇宙活動を行う機能を有する宇宙機に適用

さいごに:

質問は出席票にぜひ！
翌週の授業冒頭もしくはHP上でお答えします

- ◆勉強や留学の相談は事前にメールでアポをとってください
- ◆E-mail Address: takaya@rabbit.kobe-u.ac.jp
- ◆HP: spacelawnotebook.com

21

END

22